

令和5年6月7日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症のHER-SYS 等における個人情報の
取扱いの徹底について（注意喚起及び確認）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。

新型コロナウイルス感染症の患者等に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条（医師の届出）及び第15条（感染症の発生の状況及び動向の把握）等の規定により収集した感染症に関する情報については、個人情報の保護に留意しなければならないこととされています。

今般、自治体の新型コロナウイルス感染症に係る事業に従事する者が、HER-SYSを用いて収集した当該感染症に関する情報のうち個人情報について、同法で予定されている業務以外の目的で閲覧・取得し、外部に漏えいさせた事例が確認されたとのことです。

今般の通知は、これまでに収集した感染症に関する情報も含めて、国事務連絡のとおり確認の徹底を依頼するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・大阪府ホームページ】

（検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)